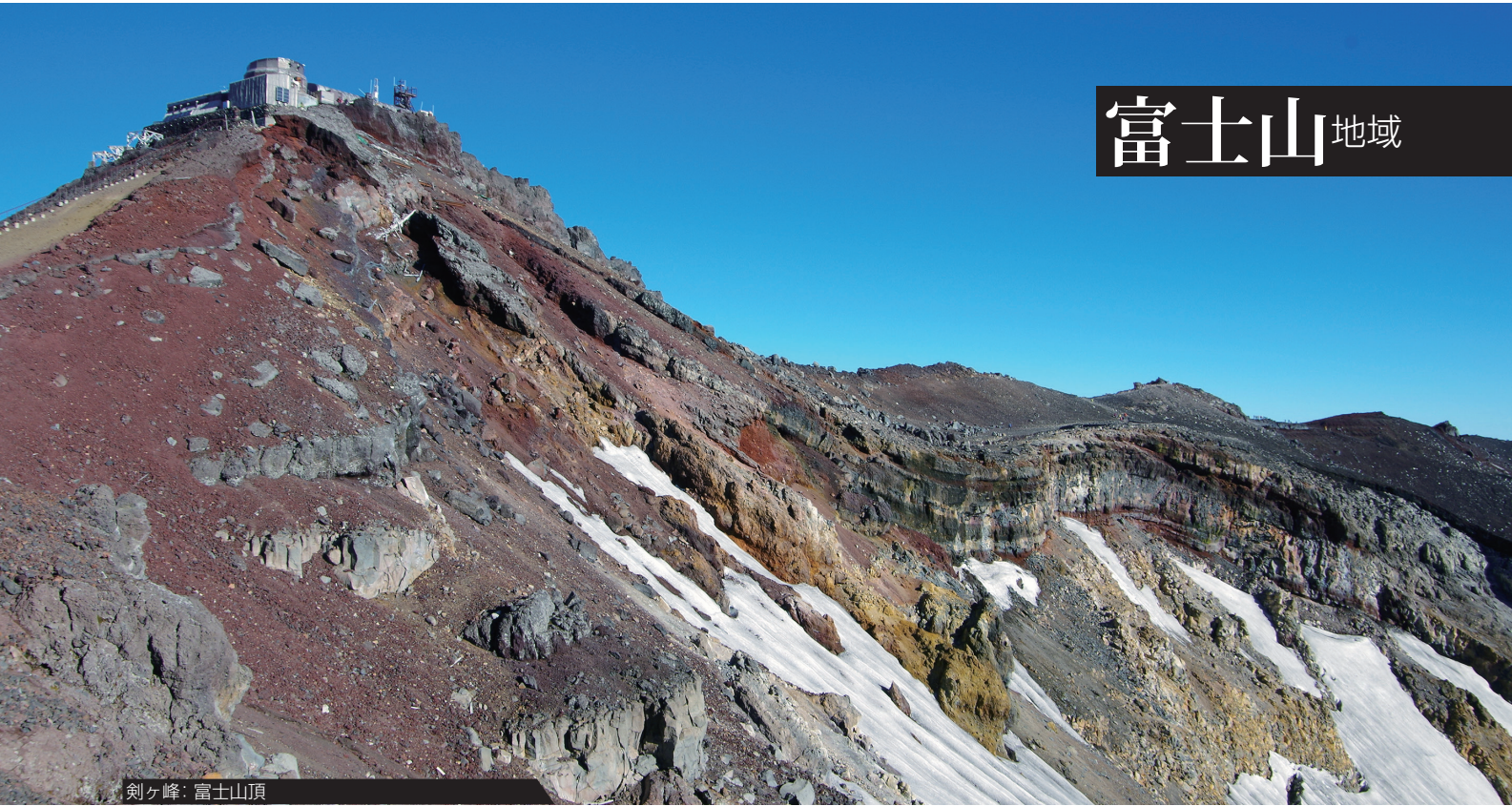


写真アルバム

国立公園は日本の宝であるとともに地域の宝です。
有名な景勝地から現地の人がおすすめする穴場ま
で、国立公園内の名シーンをアルバムにしました。





箱根地域

金時山と富士山：箱根町（明神ヶ岳より）



中央火口丘と仙石原：箱根町（金時山より）



冠ヶ岳：箱根町



仙石原（野焼き）：箱根町



仙石原湿原植生復元区：箱根町



芦ノ湖と富士山：箱根町（元箱根より）



大涌谷：箱根町



溪流：箱根町



早川溪谷探勝線歩道：箱根町



金時山宿り石：箱根町



芦ノ湖と中央火口丘：御殿場市（箱根スカイラインより）



湖尻水門：箱根町



石仏群：箱根町



伊豆半島地域

烏帽子山山頂：松崎町



伊豆諸島地域

伊豆大島(中央火口)



大瀬崎：沼津市



黄金崎：西伊豆町



城ヶ崎海岸(自然研究路)：伊東市



仁科岬(伊豆山稜線歩道)：伊東市・西伊豆町



利島(山頂展望台からの展望)



新島(白ママ断層)



御蔵島(徳利根)



八丈島(大坂上展望台からの展望)

記念事業実行委員会規約

第1章総則	
(名 称)	
第1条	本会は、富士箱根伊豆国立公園指定80周年記念事業実行委員会(以下、「実行委員会」という。)と称する。
(目 的)	
第2条	実行委員会は、富士箱根伊豆国立公園指定80周年記念事業(以下、「80周年記念事業」という。)を富士箱根伊豆国立公園及びその周辺地域において開催するため、必要な事業を企画し実施することを目的とする。
(事 業)	
第3条	実行委員会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)80周年記念事業の企画及び調整、並びに開催及び運営に関すること。 (2)その他80周年記念事業の推進に関し必要なこと。
第2章 組織	
(構 成)	
第4条	実行委員会は、関東地方環境事務所長、関係都県自然公園所管部長、関係市町村長をもって構成する。
(組 織)	
第5条	実行委員会に、次の役員を置く。 (1)会長1名 (2)副会長4名以内 2 会長及び副会長は、実行委員会委員の互選によって決定する。

(役員の職務)	
第6条	会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。 2 会長に事故があるときは、会長の職務を代理する会長代理を置くことができる。 3 会長代理は、会長及び副会長の合議により、指名する。
(任 期)	
第7条	役員の任期は、第13条の規定に基づき実行委員会が解散するまでとする。
第3章 会議	
(実行委員会)	
第8条	実行委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 実行委員会は、第3条の事業を行うため、次に掲げる事項について、審議の上決定する。 (1)80周年記念事業の事業計画及び事業報告に関すること。 (2)規約の制定及び改廃に関すること。 (3)その他80周年記念事業及び関連する事業に係る重要な事項に関すること。 3 会長は、必要があると認めるときは、実行委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 4 やむを得ない理由のため実行委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された議事について書面をもって表決することができる。または、代理の者(以下、「委員代理」という。)を指名して出席させ、表決を委任することができる。 5 実行委員会の会議の議事は、出席した委員(委員代理を含む)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6	会長が必要と認めるときは、実行委員会を開催せずに書面による決議をもって第2項に掲げる事項を決定することができる。
(部 会)	
第9条	実行委員会に、箱根部会、富士山部会、伊豆半島部会、伊豆諸島部会の4つの部会を置く。 2 部会の委員は、関東地方環境事務所国立公園課長、関係都県の自然公園担当課長、及び関係市町村の自然公園担当課長をもって構成する。 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。 4 部会長及び副部会長は、各部会の委員の互選によって決定する。 5 部会は、部会長が招集する。 6 部会では、実行委員会に諮るため、富士箱根伊豆国立公園の箱根地域、富士山地域、伊豆半島地域及び伊豆諸島地域のそれぞれにおける80周年記念事業の推進に必要な事項について審議する。 7 部会長に事故があるときは、部会長の職務を代理する部会長代理を置くことができる。 8 部会長代理は、部会長、副部会長及び事務局の合議により、指名する。

第4章 会長の専決処分	
(専決処分)	
第10条	会長は、第8条第2項に掲げる事項のうち、会議を招集する時間的余裕がない事項については、これを専決処分することができる。 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、書面により速やかに委員に報告しなければならない。

第5章 事務局	
(事務局)	
第11条	事務局は、環境省箱根自然環境事務所が務める。 2 事務局長は環境省箱根自然環境事務所長をもって充てる。
第6章 経費	
(経 費)	
第12条	実行委員会及び部会の開催に係る経費は、環境省関東地方環境事務所が負担し、都県及び市町村からの負担を求めない。 2 実行委員会及び部会の参加に係る旅費は、委員が所属する組織において負担することとする。

第7章 解散	
(解 散)	
第13条	実行委員会及び部会は、第3条に掲げる事業が終了し、事業の報告が完了したときに解散する。
第8章 委任	
(委 任)	
第14条	この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則	
(施行期日)	
	この規約は、平成27年11月16日から施行する。

おわりに

今回、富士箱根伊豆国立公園の指定80周年を迎え、実行委員会の元、国立公園を担う皆様とともに様々な記念事業を実施してきました。

実行委員会は解散となりますが、ここで築くことができた連携体制を今後も維持し、よりよい国立公園に発展させるべく関係する皆様と協働してきた証として、記念誌を刊行する運びとなりました。実行委員会の皆様におかれましては、準備期間も含めると2年近くこの記念事業に携わっていただいたことをこの場を借りて深く感謝申し上げます。

この記念誌では、記念事業の成果の記録に始まり、国立公園の歴史の振り返りと各地域の自然保護官による近況の報告、さらには国立公園内の魅力的な場所を紹介する写真アルバムが掲載されています。記念誌をご覧ください、80周年の国立公園の歴史に思いを馳せていただくとともに、改めて地域の魅力を感じていただき、今後も一緒になって国立公園の管理・運営を進めていけましたら幸いです。

富士箱根伊豆国立公園指定80周年記念事業実行委員会事務局長
(環境省箱根自然環境事務所長)

小口陽介

富士箱根伊豆国立公園指定80周年記念誌
平成29年2月27日発行

編集 環境省箱根自然環境事務所
発行 富士箱根伊豆国立公園指定80周年記念事業実行委員会
構成機関 東京都、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、
神奈川県、小田原市、南足柄市、箱根町、湯河原町、山梨県、富士吉田市、身延町、
西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、静岡県、沼津市、熱海市、
三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、
伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、
環境省関東地方環境事務所(箱根自然環境事務所、富士五湖自然保護官事務所、
沼津自然保護官事務所、下田自然保護官事務所、伊豆諸島自然保護官事務所)
編集協力 NPO法人日本エコツーリズムセンター



富士箱根伊豆国立公園

太平洋の島々から霊峰富士を繋ぐ一大火山群
—— 火山地形と文化が創り出す多様な景観



【編集】



箱根自然環境事務所

平成29年2月発行

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。